

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

三笠版DMO造成による「住んで・訪れて・仕事をして良し」の観光地域づくり事業

2 地域再生計画の作成主体の名称

北海道三笠市

3 地域再生計画の区域

北海道三笠市の全域

4 地域再生計画の目標

4-1 地方創生の実現における構造的な課題

三笠市は「教育と観光と食」に着目して施策に取り組んできているが、それらの施策を中心に地域づくりの舵取り役となる法人等が存在しない。また、北海道1番目である道の駅「三笠」は現在約80万人の観光客が集客している施設となっているが、西の玄関口に位置する道の駅から市内中心部への観光客誘導ができていない状況であり、市内随一の観光客数が直接的に市民と関わることがないため、地域経済の振興策として、市民の機運が高まっていない状況である。更に、地域資源の更なる魅力アップを行い観光振興に繋げていく必要があるが、地域資源の保存及び活用や現状の取り組みを維持しつつ、約130万人誘客している市内全体の観光客を循環させる仕組みづくりができていないことや、市立三笠高校は平成24年度に道立から市立に転換し、食のスペシャリストとして人材育成を行ってきた状況にある中、生徒は卒業後、市外へ転出（6期×40人=240人）している状況となっている。

4-2 地方創生として目指す将来像

【概要】

三笠市は大きな三本柱として進めてきた、「ジオパークの推進」（教育と観光）「高校生レストラン」（教育と観光と食）「農業振興施策（観光農園）」（観光と食）が単独して取り組みを行ってきており、3本柱である施策が点での活動となっていることから、三笠版「DMO」法人が、交流人口から関係人口の増加に向けて地域資源をブラッシュアップすることにより、市内周遊させるための仕組みづくりを目指し、主要プロジェクトの施策や各観光施設等を線で結び面で連携させる取り組みを展開する。この設立を目指す中で組織の人材育成が必要となることや稼げる観光を目指すことにより、市民の気運成就を目指したい。また、インバウンドを含む地域活性化に繋げ、稼げる体制をより強力的に構築する。そのため、「関係人口」の増加に努める必要があり、高校生レストラン、ジオパークのファンを増やしていくため、現状の地域資源の魅力アップに取り組む事業とする。また、三笠高校生が回帰できる仕組みづくりを研究し、Uターンしやすい環境づくりに努めることや食による市内活性化に繋げることにより、行政の施策からの転換が図られ、ツアー等の魅力アップにも繋げる。

【数値目標】

K P I ①	ツアー商品等参加者数							単位	人
K P I ②	三笠ファンクラブ数							単位	人
K P I ③	「三笠版DMO」でコーディネート業務等に取り組む専門人材数							単位	人
K P I ④	三笠高校卒業生が、飲食店等の開業や観光地域づくりに取り組む人数							単位	人
	事業開始前 (現時点)	2020年度 増加分 (1年目)	2021年度 増加分 (2年目)	2022年度 増加分 (3年目)	2023年度 増加分 (4年目)	2024年度 増加分 (5年目)	2025年度 増加分 (6年目)	K P I 増加分 の累計	
K P I ①	0.00	250.00	250.00	250.00	250.00	250.00	-	1,250.00	
K P I ②	0.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	-	750.00	
K P I ③	0.00	0.00	1.00	1.00	2.00	3.00	-	7.00	
K P I ④	1.00	0.00	0.00	0.00	2.00	3.00	-	5.00	

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2の③及び5-3のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ 地方創生推進タイプ（内閣府）：【A3007】

① 事業主体

2に同じ。

② 事業の名称

三笠版DMO造成による「住んで・訪れて・仕事をして良し」の観光地域づくり事業

③ 事業の内容

本事業において、市内唯一の観光振興を担う組織である観光協会は観光施設の紹介やイベントの実施主体・共催組織となっており、稼ぐ観光に向けた取り組みができていなく、観光資源を活かして地域課題を解決するマネジメント組織及び専従人材がない状況を打破するため、本観光協会を主体とした、新たな観光地域づくり法人「三笠版DMO」を設立し、上記課題の解決に向けた取り組みを推進する。そのため、観光振興に関するビジョン、商工業振興に関するビジョンを作成・共有することで、地域資源の磨き上げと観光商品化、DMO体制の整備やDMO体制を推進する事業（マーケティング、観光商品・特産品のブラッシュアップ、地域資源の維持・保存）、更には人材育成を含めた市民の気運醸成のための事業を行い、市民ぐるみで稼ぐ観光に向けた地域資源の魅力アップや地域課題解決の取り組みを行いながら、質の高い観光地域の実現を目指す。さらに、CRM(顧客管理)を徹底するとともに、更なる市内活性化を目指し、三笠高校生の支援アプローチ事業を展開することで、新たな特産品や観光商品が期待されることにより、持続可能な地域観光づくりを目指す。

①ビジョン等作成事業、②地域資源の調査等分析費用、③ジオパーク魅力アップ増加事業、④市民気運醸成事業、⑤先進地等視察事業、⑥観光商品化及びDMOスタートアップ事業、⑦観光商品・特産品のブラッシュアップ及びマーケティング事業、⑧三笠高校生に対する支援アプローチ事業

④ 事業が先導的であると認められる理由

【自立性】

観光関連施設の経営やマーケティングデータの収集・分析、PR・マーケティング等の事業を市から受託して安定的な財源を確保する。同時に、体験交流プログラム等の観光商品や、新たにブランディングした特産品等を企画・販売して自主財源を増やしていくことで、市からの補助金を少しずつ減らしていく。

【官民協働】

「三笠版DMO」は、官民の市内各セクターが力を合わせて取り組む観光地域づくりコーディネート組織として、新たな法人を立ち上げる。民間の専門人材が常勤し、三笠市の観光地域づくりにおける知見の蓄積、地域の内外におけるネットワークの維持に自立・自律して取り組む。

【地域間連携】

「三笠版DMO」を中核に観光地域づくりを進めることが、三笠市のファン・リピーターを創出し、関係人口の拡大につながる。三笠高校卒業生の就職・起業をゴールとして全市民の力を合わせていく。

太い観光動線である、札幌圏と富良野・美瑛圏・上川圏の中間地点である三笠市のメリットを活かして、各圏域の旅行会社やDMO等と連携・協働して、体験交流プログラムや昼食等の提供を行っていく。

【政策間連携】

市内各セクターの多様な人材が関わる「三笠版DMO」を設立することにより、市が重要プロジェクトとして位置づけているジオパークの推進、三笠高校生レストラン、農業振興施策（観光農園）等を線で結び、面で観光地域づくりを展開していくことにより構造的課題解決に向けた取り組みを行う。また、持続可能な取り組みにするため、関係人口を創出・拡大し、地域資源や特産品のブランディングを進め、新たなしごとを生み出すことにより、稼げる観光を目指すことにより、三笠市民の郷土愛と地域への誇りの醸成を図り、地域の活性化を実現する。

【デジタル社会の形成への寄与】

取組①

該当なし。

理由①

取組②

該当なし。

理由②

取組③

該当なし。

理由③

⑤ **事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））**

4-2の【数値目標】に同じ。

⑥ **評価の方法、時期及び体制**

【検証時期】

毎年度 9 月

【検証方法】

産官学金労言と住民が参加する外部有識者会議を設置し、PDCAサイクルによる検証を実施

【外部組織の参画者】

公益財団法人はまなす財団理事長（北大名誉教授）・空知信用金庫・北海道新聞社・北海道空知総合振興局・三笠市商工会・三笠市農業団体協議会・三笠市連合町内会連絡協議会・連合北海道三笠地区連合会・三笠市婦人団体協議会・三笠市商工会・（女性部）・三笠市社会福祉協議会・三笠市医師会・三笠市観光協会・みかさ特産品協会・三笠市体育協会・三笠市文化協会・三笠建設協会・市民公募・三笠市議会

【検証結果の公表の方法】

ホームページ公表

⑦ 交付対象事業に要する経費

- ・ 法第5条第4項第1号イに関する事業【A3007】

総事業費 209,531 千円

⑧ 事業実施期間

2020年4月1日 から 2025年3月31日まで

※企業版ふるさと納税との併用による事業実施期間延長適用

⑨ その他必要な事項

特になし。

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし。

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

(1) 該当なし。

ア 事業概要

イ 事業実施主体

ウ 事業実施期間

年 月 日から 年 月 日まで

(2) 該当なし。

ア 事業概要

イ 事業実施主体

ウ 事業実施期間

年 月 日から 年 月 日まで

(3) 該当なし。

ア 事業概要

イ 事業実施主体

ウ 事業実施期間

年 月 日から 年 月 日まで

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から 2025 年 3 月 31 日 まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

5-2の⑥の【検証方法】及び【外部組織の参画者】に同じ。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

4-2に掲げる目標について、5-2の⑥の【検証時期】に

7-1に掲げる評価の手法により行う。

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

5-2の⑥の【検証結果の公表の方法】に同じ。